

管理信託成約事例（相続後も安心の不動産運営と修繕対策）

【ポイント】

- ①継承予定の長男のため運営不安解消
- ②手間なく不動産所得が得られる
- ③資金計画の改善

N様は築20年以上の賃貸マンションを所有しています。遺言作成の過程で、将来継承予定の長男が不動産運営を適切に行えるかという不安が顕在化しました。さらに、昨今の物価上昇により、将来の大規模修繕費用が増加することにも懸念を抱いていました。

⇒今回信託したこと、

スターツ信託がN様に代わり、不動産経営のすべてを担います。

将来、長男が財産を継承した後も、長男はサラリーマンを続けながら、信託からの配当を受け取ることができるため、運営に関する不安は解消されました。さらに、借入金の名義をスターツ信託に変更する際、返済期間を延長し、毎年の返済額を減らしました。その結果、余裕資金を修繕積立に回すことができ、将来の物価上昇にも対応できる体制を整えました。

名義人：N様

妻

妻
長男

次男

子



*本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。*詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい。